

BusiNest「セカンドキャリア起業塾」受講者募集要項

中小企業大学校東京校内にて運営しています創業支援施設 BusiNest（ビジネスト）では、「セカンドキャリア起業塾」受講者について、お申込みを受け付けております。

「セカンドキャリア起業塾」は、「創業準備コース」の入門コースの位置づけで、創業を考えているものの事業コンセプトが固まらない方、創業に向けた一歩が踏み出せない方を対象に事業のコンセプトワークや、対話を促し創業マインドの醸成を図り、セミナー等のサービスを提供するコースです。

募集内容の詳細については、下記をご覧ください。

記

1. セカンドキャリア起業塾受講者（以下「受講者」と略す。）の資格

次の①～②のいずれかに該当し、かつ BusiNest からの支援を受けようとする者であって、公序良俗に反しない事業に取り組んでいる、又は取り組もうとしている者

- ① 創業を考えているけれども事業コンセプトが固まらない方
- ② 事業アイデアは固まっているものの創業に向けた一歩が踏み出せない方

上記①～②のどちらの場合も、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（「反社会的勢力」）を除く。

2. 受講期間

令和6年1月24日～3月14日

3. 支援の内容

本コースでの支援は、会員がセミナー、ワークショップ等に参加して、自己理解の促進と創業に向けたマインドを醸成し、創業の事業コンセプトを固めるための個別相談などを行います。

支援とは、利用者の様々な相談に応じ、自らが創業に向けた決意と事業への決断を行い、事業をしていく上で必要な道筋をアドバイスすることです。

4. 受講料

無料

5. 申込受付期間

令和5年12月1日（金）～令和6年1月12日（金）

6. 申込受付方法

募集ホームページよりお申込みください。

なお「BusiNest 利用規約」及び「BusiNest トライアルコース利用細則」を必ずご確認の上、お申込みを行ってください。

7. 受講決定方法

申込を受理した後、受講目的などを確認した上、決定します。

過去の BusiNest 利用状況や受講目的等により利用者とならない場合があることをご承知おきください。

※受講不可となる主な例

- ・過去において「BusiNest 利用規約」等を守らなかったことがある者
- ・連鎖販売取引ビジネスを実施している、また実施したことがある者
- ・営業や勧誘が入会目的である者
- ・反社会的な活動をしている、また活動をしていた者

8. 受講の取り消しについて

受講者が以下の①～⑤に該当するときは、通知催告を要さず直ちに受講の許可を取り消させていただくことがあります。

- ①虚偽申告等不正行為により BusiNest 利用の許可を受けたとき。
- ②BusiNest 利用規約第7条に規定する禁止行為を行ったとき。
- ③BusiNest の施設や設備等を故意又は重大な過失により毀損・滅失したとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ④支援の継続が不可能であると機構が判断したとき。
- ⑤①～④のほか、機構が定める事項に違反した場合において機構が特に必要と判断したとき。

9. 問い合わせ先

BusiNest「セカンドキャリア起業塾」担当者

〒207-8515

東京都東大和市桜が丘 2-137-5

中小企業大学校東京校東大和寮 3階 BusiNest

電話：042-565-1195 F A X：042-565-1205

e-mail：businest@smrj.go.jp